

植民地台湾における統治／被統治と複数の「漢文」問題

—— 初期慣行調査からの考察 ——

前 野 清 太 朗

一 はじめに

本論は日本による台湾統治、とりわけ植民地統治体制が確立される最初期の段階における統治者・被統治者間の関係性について、「漢文」にまつわる言語問題の角度から考察する。『オリエンタリズム』以降のポストコロニアル理論は、統治者が被統治者を一方的に（劣った存在として）表象することで、西欧と非西欧の間の力関係を再生産してきたメカニズムを指摘してきた（たとえば Said（一九九三）など）。他方、近代日本は西欧から「オリエント」や「未開」たる他者としての表象をうけながらも、どちらかといえば自らと類似性をもつ東アジア圏に帝国として拡張することを選んだ（小熊一九九八、七―九頁）。日本の台湾統治に

ついでにいえば、統治者と被統治者の外見的類似もさることながら、言語面・思想面における「漢文」を介した類似性が特に問題となった。中華世界に由来することの明らかない「漢文」を用い続けることは、被統治者が統治者よりも巧み共通言語を操ることができるとの顛倒した事態をまねくりスクをつねにはらんでいた。これは先に述べたような表象の一方方向性を突き崩し、ひいては植民地統治の力関係をゆるがしかねない危険性であった。しかし言語的にも思想的にも自己と深く結びついた「漢文」を、近代日本は自らと異なる「未開」の慣行・慣習に属するものとして排除することはできなかった。

そもそも「漢文」とは何か。広義にいう「漢文」は、日本の漢文訓読体や変体漢文に類する東アジア各地の派生的

な書記言語や、漢文的な思考の枠組み(漢文脈)までを包含する(齋藤二〇〇七、一三一―一七頁)。広義の「漢文」的なものは、言語面において漢文訓読体から派生した文語体、思想面において『教育勅語』に代表される儒教的徳目として近代日本の体制と深く結びついていた(齋藤二〇〇七、二二三頁)。一方、狭義における「漢文」は、中国古典文あるいは正則漢文・純漢文といわれ、中国古典の文章にみられる表記・語彙・文法を模倣して使用される書記言語をいう(峰岸一九八六、九―一四頁・齋藤二〇〇七、一五頁・陳二〇一二、二七頁)。本論では主に狭義の「漢文」定義を「漢文」の主定義として用いたい。住民同士ですら相互の意思疎通が困難な諸方言のグループ(閩南語、客家語など)に分かれていた台湾¹では、北京官話(現在の標準中国語)を解する日本人通訳がほとんど役に立たず(陳二〇一二、一五―一七頁)、しばしば現地方言のわからない日本人通訳と日本語のわからない現地通訳を併用しなくてはならなかった(富田二〇一一、二〇八頁)。ゆえに初期の台湾統治においては狭義の「漢文」を含む漢字を用いた筆談が統治者と被統治者の間で簡便な意思疎通の手段として盛んに用いられた。

日本において「漢文」から漢文訓読体や変体漢文といった派生的な書記言語が生まれたのと同様に、中華世界の内

部においても「漢文」は派生形を生み出していった。たとえば、話される音声言語(白話)から書記言語たる「漢文」が乖離していくにつれて、方言や俗語等の音声言語を記録するための白話文が生まれた。あくまで方言・俗語たる白話文は近代に至るまで公的な文体となることができなかった。だが、古典の模倣たることを存在基盤とする「漢文」も、公的な文体でありながら次第に現実の複雑な行政実務には適さないものとなっていった。そこで相手先の部署の序列に応じた件名・引用の方式など行政実務の必要に応じ、独特の形式や術語を備えた公用文体(官府文体)が発達していった²。日本が領有した当初の台湾は、音声言語においても書記言語においても多言語的状况(ポリグロシア)にあった。

日本による台湾統治と言語の問題については、国語教育³ 日本語教育の問題が研究上大きなウエイトを占めてきた。統治者が自らの母語たる国語⁴ 日本語を被統治者に教育する関係性には、統治者⁵ 教える者と被統治者⁶ 教えられる者の関係の一方向性が伴っている。ところが近年、言語を仲介する通訳者の活動に着目した研究(富田二〇一一・楊編二〇一五など)や、植民地統治下で発展した独自の書記言語「台湾話文」に着目した研究(陳二〇一二)によって、実は日本による台湾統治の期間を通

して、被統治者の側から言語使用面での統治者の優位性がしばしば動揺させられてきたことが明らかとされるようになった。とくに陳(二〇一二)は植民地下の台湾において、日本内地との共通言語としての「漢文」が、徐々に「台湾話文」として分化し、統治者の入り込めない言語空間を形成していったとする。陳のみならず齋藤(二〇〇九)など日台「漢文」交流を扱った論考では、和製漢語を通じた近代的概念の吸収のような「漢文」がもつ共通性(同文)を通じた初期の接近とその後の乖離がしばしば論じられる。しかしそもそも「漢文」がもった文体としての多様性は植民地「以前」からの現象ではなかったか。以下、植民地統治の体制づくりのため行われた日本による初期の台湾「慣行」調査の活動に着目し。統治者である日本側が被統治者との共通言語「漢文」へいかなる位置づけを与えてきたかを明らかにしたい。

二 植民地「以前」の自治的機構の温存と「慣行」

調査

二一 地方官庁による応急措置的な間接統治の実施

かねてから育成していた北京官話通訳がほとんど役に立たず、日本人通訳に北京官話・現地方言の両方を解する地

元通訳を組み合わせて用いる二重通訳を置く(富田二〇一一、二〇八頁)か、前記の通りより簡便な手段として「漢文」筆談を用いざるを得なかった事実が示すように、日本内地では台湾の現地事情が全くと言ってよいほど理解されていなかった。こうした理解の欠如は、現地住民を放逐して日本人入植者へ置き換えるとする住民放逐論や、日本語教育の強制によつて住民の日本人化をめざす即時内地化論といったおよそ実情とかけ離れた主張を日本内地の当局者や在野言論人の間に産んだ(小林一九八二、一〇四—一〇六頁・栗原一九九八、一六五—一七〇頁・小熊一九九八、九三—一〇五頁)。日本内地において極端な政策方針が議論されていた一方、現地に派遣された日本人官吏は台湾現地社会の協力を得ながらなんとか当面の行政を成り立たせていかざるをえないことに極めて初期の段階から気付いていた。そこで植民地行政運営のための資源も情報もほとんどない中で統治の最前線に立たされた地方官庁は、台湾現地の社会に存在した既存の自治的機構を利用し、応急措置的に「間接統治」体制をつくることで対応しようとした。利用するとはいっても、そもそも既存の自治的機構の内実さえ日本人官吏たちには未知のものであり、地方官庁は既存の自治的機構の代表者たちに統治への協力を依頼しつつ、二重通訳や「漢文」筆談を介して彼らから末端

行政の運営実態を聞き取っていかざるを得なかった。

一八九五年五月末に台湾に上陸した日本軍は、六月七日に台北へと入城した。だが台湾中部および南部はいまだ抗日軍およびゲリラとの戦闘が継続中であり、中部・南部の行政開始の見通しは立たなかった。台湾総督府（以下、総督府）はまず台北県庁を先行して開庁させ、順次平定した地方に支庁を設置して当座の行政を担わせるよう定めた。田中綱常ら一五名の官吏は仮開庁のため八日に台北入りし、翌九日に清朝の旧官庁に初めて入った。ところが田中らの目前には「破壊セル門内ハ塵芥ニ歿シ室内ハ汚穢ヲ極」めた「寂寥タル官衙」があるばかりで、引継ぎの吏員もいなければ、過去の基本的な行政書類すら手に入らなかった。やむなく彼らは「所在ノ旧總理、總甲、地保ヲ招徠シ努メテ旧例ヨリ探查シ始政ノ參照ニ資」させることとした。

「總理、總甲、地保」とはいずれも清朝統治下で地方事務を担った現地雇用の吏員たちをいう。戴（一九七九）および Allee（一九九四）によれば、台湾において集落は「庄」、商業的な活動が行われる町場は「街」とよばれ、これら街・庄のまともりは堡（台湾南部では「里」と呼ばれた。堡は清朝統治の後期にかけ次第に行政区画にとりこまれ自治的機構化していった。清朝統治下において中央から派遣される地方官は県（あるいは庁）のトップまでであり、それ

も現地出身者は任用しないものと定められていた。そこで現地在住の住民を「總理、總甲、地保」等に任じて行政の補助員として用いた。堡ごとに住民による互選（公挙）によって選出された代表者が「総理」である。「総理」は地方官から身元確認の証として業務証明書と官印を支給されて公務についた。「總甲」「地保」はもと地方官庁で働く下級吏員が、郷村部に住まい官庁との取次を担う住民の役職に転化したものであった。「総理」が知識人や商人など地域の名望家（紳商ともいう）から選出されたのに対し、「總甲」「地保」はバックグラウンドのない一般住民であることが多かった（戴一九七九、五一七、一八一―二八、六六六―六六七、六七六―六七八頁；Allee 一九九四、二〇二―二〇四、二〇八―二一四頁）。統治者としての清朝中央が制度的に把握していたのは中央派遣の官僚たる地方官までであり、その下で地方行政の実務を担う現地の行政補助員や官庁の庁舎内で働く事務吏（胥吏、台湾では「皂隸」）ら吏員の組織は各地方独自の慣行に応じたシステムとして運用されていた。

開庁後の台北県では名望家を兼ねる旧「総理」に「事務取扱人」等の新しい肩書の役職を与え当面総督府と住民の間の取次業務を担わせた。「事務取扱人」は六月末の任命開始当初は無給職であったが、八月以降有給職に変更され、

囑託身分で日本の行政機構内に身分を有するようになった。⁽⁶⁾台北県に続き順次設置された各県・支庁もこれにならって囑託身分で旧「総理」を任用した。旧「総理」の囑託を介した間接的な統治をスタートさせたとはいえ、それは彼らに一旦統治の仲立ちを委ねながら彼らが一体何者であるかを探る調査のプロセスと並行したものであった。旧「総理」の任用はあくまで総督府が「方針ヲ定メスシテ知事及支廳長ヲシテ適宜ニ施行セシ」めた応急措置であったから、囑託としての肩書ひとつをとっても不統一であった。⁽⁸⁾総督府としては戦闘終結が見えてきた段階で各地方官庁が設けた不統一かつ応急措置的な制度を早急に整理する必要があった。

二二「慣行」調査から統治体制への反映へ

一八九五年八月二六日、総督府民政局に「民政局設置以來の沿革調査委員」が設置され、それまで個別に「各部署關ニ當ル者ヲシテ調査セシメ」ていた末端行政「慣行」の情報整理がなされた。八月三〇日、おそらくこれら整理の成果と自身の見聞をふまえて、水野遵民政局長心得から樺山資紀総督に対し報告書「臺灣行政一斑」が提出された。本報告書は、行政・警察・外交・財政・流通貨幣・運輸通

信・殖産・教育・法務の九項目につき、「慣行」的な末端行政をふまえてまとめられた台湾統治全般に関する建言であった。同報告書の建言は「戦亂ノ後ヲ受ケ地方ノ平和ヲ維持」するため「成ルヘク舊慣ニ從」い「從來ノ慣行ニ據ル」ことを主眼としていた。それは「支那政府ノ政權ハ土民ノ強悍ナル村落ニハ及ハサリシ」との認識のもと、県・支庁の「官治行政區域」に対して、旧「総理」らが留用された堡・街・庄を「堡ハ内地ノ郡、街庄ハ恰モ町村ノ如き」自治行政區域」とする施政直後より地方官庁が行ってきた間接統治の方針を踏襲するものであった。⁽¹¹⁾

一八九五年一〇月二一日、台湾最大の拠点であった台南府城が陥落し、樺山総督は一月一八日に参謀本部へ全島平定を報告した。総督府は二月一六日付の訓令により「行政上調査」の提出を各県・支庁に命じた。この調査は「全島既ニ平定ニ歸シ諸般行政ノ進行ヲ企圖スルニ方リ」「施政方針ヲ決定スル」ための調査と通達された。⁽¹²⁾調査項目は第一目「將來縣（支部）（島廳）（支廳）（出張所）行政計畫ニ關スル事項」（三項目）、第二目「縣（支部）（島廳）（支廳）（出張所）ニ於ケル現在ノ調査事項」（四項目）、第三目「舊來清國政府ノ所屬タリシ時ニ於ケル行政ノ狀況并慣行ニ關スル事項」（一八項目）からなっている。一見すると第三目が突出して調査項目が多いように思われるが、基

本的にはいずれの調査項目も堡と街庄に関して配置人員・付与権限・収入源・公有財産といった「行政ノ方法」の細目を統一的に調査しようと試みるものであった。そしてそれは八月の「臺灣行政一斑」で示された「堡ハ内地ノ郡、街庄ハ恰モ町村ノ如」き「自治行政區域」であつて、その「舊慣ニ沿フ」ことをめざす方針にねざしていた。

一八九六年四月一日、法律第六三号「臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル件」が施行され、県・支庁が法的裏付けをもつ正式な行政機構となつた。他方で更に下のレベルの堡・街庄の扱いはなお未定であつた。一八九七年五月二十五日、地方官官制改正によつて従來の三県が分割されて六県二庁による施政へと改められた。この改正の特徴はそれまで「堡及ヒ街庄ノ行政制度ニ至リテハ未タ方針ヲ定メス而シテ知事及支廳長ヲシテ適宜ニ施行セシメ多日其最良ノ方法ヲ探リテ以テ制度ヲ一定セントス」と放置されてきた下位行政がようやく固められたことであつた。旧來の堡には日本人がトップをつとめる行政区画の「辨務署」、さらにその下に台湾人が長をつとめる行政区画「街・庄」が設置された。辨務署および街・庄は同年一〇月以降順次業務を開始していき、台湾での施政開始から「行政上調査」までの各調査の成果がようやく實際の制度として結実したのであつた。だが、それまで総督府による調査情報統合の中心におり、

施政開始以來民政局長をつとめた水野はその實現をみるこ
とができなかつた。一八九七年に入り相次ぎ發覺した總督
府官吏の疑獄事件、およびそれに関連した台湾高等法院長
の罷免問題の責により七月二〇日付で水野は更迭された
(台湾總督府警務局一九三八、一八四頁)。上司の乃木總督
も翌一八九八年二月二六日付で更迭され、三月末に着任し
た児玉源太郎總督と後藤新平民政局長のコンビが統治体制
の「改革」に乗り出していった。

三 現地社会との接触における「漢文」問題

三一 統治初期の「慣行」調査の経路

台湾統治の最初期に行われた各種調査の形態は、概ね四
種に分けることができる。第一は視察・巡視を元にした報
告書であつた。これはもつとも原始的な形態の調査といつ
てもよい。文字通り日本人官吏が管轄区域内を見て回り、
そこでの見聞を報告書・復命書として所屬の官庁に提出す
るものである。台北県では「事務取扱人」の勤怠(と不審
な動向の)把握のため巡察を行つており、それに際して地
名や境界確認、名望家の情報把握、主要産品等の経済状況
といった情報の補完を行つていた。これら最初期の報告書・
復命書は提出者により長さ・様式・図版の有無等がきわめ

て多様であった。一切の情報が不足していた段階においてはその多様性も有用であったが、中部・南部での一般行政のスタートとともに扱う文書数が増加してくると、一定のフォーマットによって客観的かつ簡潔な記載を心がけるよう繰り返し通達が行われるようになっていった。¹⁸⁾

第二は警察官による直接調査であった。台湾に文民警察官が派遣されるようになるのは一八九五年九月以降と比較的時期が遅い。加えて警察官の総数も少なかった（台湾全体で七七〇名）ため、重要拠点への集中配置がとられていた（台湾総督府警務局一九三三、二〇、二七一―四七頁）。ゆえに統治最初期における警察官の調査事例は必ずしも多くない。初期の警察官による直接の調査例としては、一八九六年一月一日付で嘉義民政出張所から同管内の塩水港巡査出張所（派出所）に調査依頼が出された例がある。同地の警察官は白鬚公潭堡の下の各街・庄において生産されている砂糖の種類、在来業者の数、一年当たりの生産高を調査して民政支庁に回答した。¹⁹⁾警察派出所の数が増えるにつれて、警察官が調査で担いする役割に総督府側も着目していったようである。一八九六年九月には戸口調査に際して「總理庄長等ヲ鞭撻シ之ニ便宜ノ方法ヲ授ケ幹旋ノ勞ヲ執ラセル」²⁰⁾よう指示がなされており、警察官が地域社会での調査の指導役となることが求められている。²¹⁾

第三が名望家への諮問である。台北県が一八九五年六月の開設直後に「所在ノ旧總理、總中、地保ヲ招徠」して現地事情の聞き取りを行ったことは前述の通りである。彼らのうち名望家層に相当する旧「總理」は「事務取扱人」として応急措置的な間接統治を担った。また同年八月に台北に保良局が設置されると、台北県は衛生に関する規則等の案文を保良局に諮問している。一八九六年六月をもって保良局は解体されたが、台北では保良局の後進たる「保甲公会」への諮問が続いた。一八九七年五月の「地方官官制」第一次改正以降は県・庁に「参事」、辨務署に「顧問」といった嘱託職を設け、名望家を行政組織内に取り込んでいった。彼ら参事や顧問たちは日本人官吏の求めに応じ「筆述」の形で正則漢文による各地の事情を記述・提出した。²²⁾辨務署長のサポートのもと顧問らがスタッフを集めて編纂した地誌（地方志）の『苑裡志』（蔡振豊纂輯・蔡相協修、一八九七年完稿）および『樹杞林志』（林百川・林学源纂輯、一八九八年完稿）はこうした漢文報告書の延長として位置づけることができる。

総督府でも同様に台湾人名望家スタッフを嘱託身分で抱えていた。台北出身の生員であった陳洛はその一人である。²³⁾一八九六年九月に外事課嘱託として雇用されるに際して、彼は台湾統治方針・住民の国籍選択・家屋借上等に関

する意見書を漢文により提出した。⁽²³⁾ この意見書は通訳官により「煩雜ノ処アルヲ取捨折衷ノ上翻譯」して民政長官等へ提出されている。陳はその後、一八九七年一月の臨時調査掛設置にあたり唯一の台湾人囑託に起用された。

以上の三つの調査経路のうち第一と第二においては通訳（日本人通訳と台湾人通訳）を同伴した聞き取りと、補助としての「漢文」筆談が用いられた。第三についてはすでに記した通り囑託身分を得た名望家たちが「漢文」によって報告書を執筆し、日本人官吏がこれを文語体の日本語に整理・翻訳する形がとられた。他方、第四の経路である自治的機構を経由した調査では囑託となった台湾人たちが自治的機構のなかで調査を行い、それを総督府・地方官庁に報告して、調査の内実は自治的機構の向こう側に隠れていたのが特徴であった。植民地期「以前」の機構を踏襲した自治的機構を介していたゆえに、この第四のルートでは清朝統治下で用いられた公用文体²⁴ 官府文体で各種文書のやり取りがなされた。そしてこれらの文体は日本人官吏が慣れ親しんだ「漢文」²⁵ 正則漢文とは異なる種類の「漢文」であった。

三二二 自治的機構を経由した調査と「漢文」問題

そもそも在来の自治機構を通じた統治は、統治者の側が主観的に「利用している」と考えていたとしても、統治者がタッチし得ない領域を作り出すということでもある。⁽²⁶⁾ 実際、統治者がタッチし得ない領域の内部では、依然日本統治以前のシステムが半ば維持されていた。たとえば、自治的機構を代表する旧「総理」たちは日本側が囑託身分の「事務取扱人」等として扱ったとしても、自治的機構の内部では依然「総理」であった。一つだけ例を挙げておきたい。一八九五年一月、台北県文山堡の「事務取扱人」であった王瑞清という人物が病死した。それに伴って堡内の「紳商等」は「接充」（引継）の「事務取扱人」を「公舉」（互選）し、県に「稟請恩准給發文憑以便赴任地方事務」（承認と証明の発行を上申）した。堡内の有力な住民二名が提出した「稟請」（上申）は清朝統治期そのままの官府文体で書かれており、堡内一街一三庄の「充結状」（身元証明）が添付されていた。⁽²⁶⁾ これらは清朝統治下の地方吏員を任用するフォーマットであり、応急措置的にも「間接統治」的な統治が維持されていたゆえに既往のルーティンがなお生きていたのであった。

こうした統治者がタッチし得ない領域を支えたものは何

より言語問題であつた。一つは二重通訳制のような音声言語のバリエーションであつたが、もう一つは書記言語たる「漢文」の多様性のバリエーションであつた。一八九六年十一月六日、警察官にして漢学者であつた佐倉孫三は「告諭文体ヲ改ムルノ議」との建言を提出した。長くながるが一部を引用したい。

士民ノ慣習常例ニ拘々トシテ内外本末ノ分ヲ紊ルヘカラサルハ勿論ニシテ可成的我政度慣例ニ據ラシメ以テ其思想ヲ一新セサルヘカラス；其國文ノ体ヲ破リ輕重ノ分ヲ紊シ威信ヲ損スルニ至テハ其關係スル所甚大ナルヲ知ルナリ枉テ清朝時文ノ体ニ擬シ難渋晦味再讀スルモ尙ホ通曉シ易カラサルモノアリ是レ一ハ起稿者其人ヲ得サルト一ハ創草ノ際推敲ノ暇ナカリシトニ因ルベシト虽モ抑亦文辭ヲ輕視スルノ誤アラسنハアラサルナリ夫レ本島人民尙未タ開ケスト虽モ古來文字ノ國ニ支配セラレ間々學識アリ文辭ヲ能クスルモノ無シトセス然ルニ粗糲ノ文字ヲ掲ケ人民ニ公示セハ或ハ恐ル彼輩ヲシテ日東國武力餘リアリテ文辭足ラスト云フカ如キ誹評ヲ爲スモノアラシトコトヲ：本島ノ告諭文モ強チ清文体ニ依ルヲ要セス先ニ國文（即チ漢字交リ 假名文ニアラス）ヲ以テ之ヲ掲ケ其後ニ清文ニ譯シタルモノヲ參考ニ供セ

ハ士民ヲシテ自然ニ我文ヲ知得セシムルノ一助ト爲スベシ然ルニ若シ國文ヲ以テスルハ尙早シト爲サハ極メテ平易簡明ナル真ノ漢文ヲ要ス難渋通讀スベカラサルカ如キ時俗ノ文ヲ以テスベカラス（傍線は引用者）

佐倉がここで批判している「清文体」や「時文」とは先に記した植民地統治以前の清朝の公用文体＝官府文体を指している。これは古典を模倣した「漢文」＝正則漢文を学ぶ漢学者たちにとっては「真ノ漢文」でないと思なされる体のものであつた。佐倉のこの建言は容れられ一八九六年一月一二日、「一般人民ニ出示スル論告文体ハ漢文又ハ通俗漢文ヲ以テ揭示致居處右ハ自今片假名交リ文ヲ以テ出示スルコトヲ一定シ漢譯ヲ添付スルコト」と指示がなされたり。各県・支庁での告示はいわゆる文語体の公用文が正文となり、それに副文として「漢訳」が付されるようになったのである。

しかしながら実際に正文の日本語文語体に対する副文として付された「漢訳」は引き続き「真ノ漢文」でない官府文体であつた。候文に代えて近代日本が導入した文語体は漢文訓読体に起源をもつ。官府文体は古くからの日本の訓読法にあまり馴染まないといえ、日本側の工夫と習熟次

第では相互に理解可能な「漢文」となりえる可能性もあったが、日本統治下の台湾において官府文体はあくまで翻訳を必要とする「別言語」として取り扱われた。

「自治的機構を経由した調査に際し、地方官庁と旧「総理」らのやりとりは清朝統治下の植民地「以前」に準じた文書様式と官府文体が用いられた。一八九五年九月一日、民政局殖産部長から「調査之方法粗、一定ナラサルトキハ比較上ノ便ヲ失スル儀ト相成ルニ付漸次右調査施御施行ニ即ハ別紙要項ニ依リ御着手相成度²⁹」との依頼付で、糖業・茶業・度量衡・重要農産・土地・礦業・樟腦といった産業に関する調査項目（殖産上ニ係ル民第一八四號調査要項）が

(一) 藍興堡（現台中市太平区近辺）からの回答

藍興堡大總理林汝言造報農產品調查要項

一 農民所耕有田園之不同則所産之種類亦不同如水田則出産米穀旱園則出産地瓜花生靛青甘蔗蔴荳各等類

(二) 猫羅溪西堡（現台中市霧峰区近辺）からの回答

猫羅溪西大總理張春波謹將調查農産各項情形繕列於左

呈聞

一 查農民所産者乃粟豆蔴麥黍甘蔗地瓜等類

地方官庁宛に示された。国立台湾図書館には、この殖産調査に関する旧「総理」からの直筆回答書の文書綴が『農業調査書』との書名を附されて所蔵されている。本調査は一八九六年五月に台湾民政支部（現在の台湾中部）管内で行われたとみられ、管内一〇堡の「(大)総理」からの回答が記載されている。各回答は「殖産上ニ係ル民第一八四號調査要項」で定められている重要農産調査要項の「重要農産ノ種類」、「産出ノ起原變遷及現況」、「栽培法及製造ノ概要并荷造法」等八項目に概ね対応して記載・提出された。以下、最初の回答文書に付された前書きと最初の項目「重要農産ノ種類」だけを抜粋してみた。

(二) 南投堡 (現南投縣南投市近辺) からの回答
農産調査要項具稟

南投堡大總理吳朝章

一 重要農民所産種類 卽米麥豆麻等類大宗産物

從來土地産物各有所宜如田土宜産豆麻此農

民因燥濕之地分別種類所産倍加收成也南投堡地方東西傍

山相離三四里南北地雖平坦而溪深土淺且水源短小不足灌

溉亦之而每值晴旱之際不論田園皆有失收之苦良可概也

況近山多霧不可産麥田産禾稻園産豆麻以及甘蔗菁仔

苦麻種類不一農民隨所宜而産之此大宗産物歷所可指也

(改行は原文ママ)

そもそも「調査」はルーティンから外れた行為であったため、回答の長さも形式もすべて異なっている。読むだけであれば、「等類」「の旨」との結語、「呈聞」や「具稟」(いずれも「と以下報告」との引用語) ほか官府文体特有の用語を把握してさえいれば「漢文」リテラシーをもった明治期の日本人官吏らは読解が可能であつたろう。とくにこの場合はルーティンの行為でなく特有のフォーマット

按

大日本帝國政務ノ利便ヲ圖ルハ幸福ナル新日本良民ノ義

がなかったために比較的正確漢文に近い記述の文体が用いられているから、より読解しやすかつたはずである。

しかしこれを書く側に回るとなると事情は異なっていた。一八九六年一二月、前月に命令された官租(官有地の小作料) 調査について「各里旧総理等」への督促を検討する鳳山(現高雄) 出張所の伺書が残されており、そこには指示の案文と「訳文」が対置されている。

務ニ屬ス本廳曩ニ尔等ニ向ヒ官田小作人名并官租額ノ

調査簿ヲ措定ノ期日ニ差出スヘキコトヲ命セリ然ルニ今ニ

至ルモ之ヲ行ハス遲滞ノ責小ナリト謂フヘカラス仍テ速ニ調製

呈出以テ良民ノ本分ヲ完フスヘシ若シ猶遲滞命ニ應セサル者

ハ嚴重ノ處分ヲ加フ可キ

訳文

圖大日本帝國政務之便實屬尔等新日本之良民之義務

本衙曩時曾經通飭尔等速行將官田小租人名田園住址

及官有之租額備細按查稟報然延緩至今未見呈稟其

滯滯悞事誠堪痛責茲再諭仍宜運行檢査呈稟本

衙以便尽良民之分倘仍遲滯不應命者本衙重究

弁切々特示⁽³³⁾ (改行は原文ママ、傍線は引用者)

上記の引用文中傍線を引いた部分が意味内容の対応する部分である。正文たる文語体の案文と副文たる「訳文」の文体がここではきわめて異なっている。本来官府文体を漢文訓読体に書き下すには多少工夫を要するのであるが、強引に後の「訳文」を書き下してみると次のようになる。

本衙は曩時に曾經^{かつ}て尔等に通飭^{つうせき}して官田小租の人名、田園、住址及び官有の租額を將^{もち}て細を備ふるを速行せしむ。稟報を按じ査するに、然るに延緩して

今に至るも未だ稟を呈するを見ず。

漢文訓読調の文語体と後者の官府文体はいずれも広義の「漢文」のはずながら、古くからの書き下しの変換のみでは、相互理解に困難を伴うことがわかるであろう。先に佐倉は「切々特示」等の官府文体的な用語使用を批判したが、「粗雑ノ文字ヲ掲ケ人民ニ公示セハ或ハ恐ル彼輩ヲシテ日東國武力餘リアリテ文辭足ラスト云フカ如キ誹評ヲ爲スモノアランコトヲ」という佐倉の批判は皮肉にも逆用的に副文た

る「訳文」に残された。結果的ながら被統治者から見る限りにおいて（統治者から見ると正文は「日本語」の文語体なのだが）依然指示は官府文体で行われ、それによって日本人らが以前の清朝を継承する新しい官府^{II}統治者であることが理解されたのであった。

三二三 通訳・調査者たちからみた「漢文」

総督府による調査においては日本統治以前の「旧」文体も把握すべき慣行の一部であった、一八九七年一月二日、「臺灣ノ制度文物其他各般成規慣例」および「台湾各地ノ風俗習慣等」を調査し「民政ニ属スル各般法令ノ漢譯ヲ査閲」することを目的とした民政局臨時調査掛の設置が決定され、翌一八九七年一月一日付で日本人官吏六名と台湾人嘱託一名での運用が開始された。⁽²⁵⁾発足後、臨時調査掛では掛員より掛長に対して「要求案」が提出された。その項目の一つに、前出の佐倉の建言と似通った一文がある。

支那ニテ官府文ヲ掌ルモノハ一種ノ専門學者ニシテ
：地方衙門ニハ文案ナル称アリ：法則極メテ嚴重ナ
リトス日本儒者ハ目シテ當世文ナリナド、言：現ニ
掛員共ヲ始メ顧問トセル所ノ某秀才ト言ヘルモノ、

如キ固ヨリ此官府文専門家タルノ資格ナシ蓋シ從來ノ意味サヘ分レバ宜シ主義ニテ經過シ又經過スルノ已ムヲ得サル次第ナリシモ所詮此儘ニテ安神スヘキニ非ス第一對岸國ニ對シ又島内トテモ市隱野隱ニ眼識者モアルベク此等ノ輩ニ對シテモ心恥カシキ次第ナリ⁽²⁶⁾
(傍線は引用者)

上記の主張は一見佐倉の「粗雑ノ文字ヲ掲ケ人民ニ公示セハ或ハ恐ル彼輩ヲシテ日東國武力餘リアリテ文辭足ラスト云フ」との主張に似通っているように思われる。実際（被統治者から見ても）稚拙な文章を統治者が被統治者に示すのは威厳に関わるとの論理は同一である。しかし「要求案」における調査掛員らの意見では威厳に関わる「ゆえに」の論理が転換されている。すなわちこれらが特殊な文体であるがゆえに、

掛員共毎ニ漢譯ニ從事スルニ方リ原案ノ缺點ヲ見出スコト少ナカラズ蓋シ譯者ハ：躬ラ土民ノ心持ヲ以テ玩味スルヲ以テ比較上最モ多ク其ノ缺點ヲ見出スナリ而シテ從來其缺點ヲ立案者ニ注意スルモ立案者ハ決裁済ノ一語ヲ盾トシテ採用スル所ナシ是ニ於テ平譯者ハ唯々トシテ日本文字ヲ支那文字ニ改作スル

アルノミ當掛既ニ制度習慣ヲ調査スルヲ以テ職責ト
セル以上ハ即チ總督府立法上ノ顧問トシ政治機關ノ
一要素タルヲ認メラレタルヲ信ス(傍線は引用者)

との主張が導かれている。ここでは統治上の威厳を保つに
おいて必要な異言語を解する「譯者」の専門家集団である
がゆえに、「土人ニ對シテ施行サルベキ律令府令告示案等
ハ決裁ニ先タチ必ス當掛ノ意見ヲ諮詢スヘキ」「總督府立
法上ノ顧問トシ政治機關」たりうることが主張されている。
それは通常の通訳や調査者の権限を越えた職権を彼らが求
め始める兆候であった。掛員からの意見具申を反映し、
一八九七年三月一日付で杉村濬掛長は水野民政局長宛に
「曩ニ當掛ヲ設置セラレ其職責ハ重ニ舊制慣例ノ調査ニ在
リ乃チ既往立法上ノ缺ヲ補シテ其一機關タルニ餘力ナシト
セス」等の権限拡張を願ひ出る具申書を提出した。その後
法令案の調査係への回覧について許可はされたが、実際の
な権限が付与されぬまま調査事業は水野民政長官の更迭お
よび児玉・後藤体制の到来を迎えた。

三一四 児玉・後藤体制下での「慣行」調査の変容

一八九八年三月、そろって台湾に赴任した児玉総督と後

藤民政局長のコンビは台湾統治の「改革」に乗り出した。
まず同年六月に地方官官制が改正され、辨務署等の統廃合
によって日本人官吏一〇八〇名が罷免された（沖田
一九八四、七七頁）。続く八月には台湾全土の住民を警察管
下の新しい隣保組織「保甲」に所属させるよう指示がなさ
れ、抗日ゲリラへの帰順策と合わせ島内情勢は急速に鎮静
化していった（沖田一九八四、七八―七九頁）。総督府内
の反対派に対するパージと総督府外の抗日ゲリラの二種類
の「敵」を抑え込んだ児玉・後藤体制は、台湾統治のため
の調査体制を拡大・体系化させていった。一八九九年二月、
後藤新平のブレーションとして法学者・岡松参太郎が台湾に赴
任する。岡松のイニチアチブ下、一九〇〇年四月より臨時
事業として旧慣調査会が発足し、同年一〇月には臨時台湾
旧慣調査会規則によって臨時台湾旧慣調査会が正式設置さ
れた、同時に外郭団体の台湾慣習研究会が設立されて定期
刊行物『臺灣慣習記事』を発行しながら立法のための「旧
慣」情報収集がすすめられた（春山二〇〇八、二六四―
二七〇頁）。総督府中央の調査機構の強化とともに統計（セ
ンサス）制度の整備も進展した。¹⁰⁾

児玉・後藤体制のもと、各種の量的・統計的調査は各地
の駐在警察官が直接管轄下の保甲を訪問して行うようにな
った。台湾人の日本語人材も次々に輩出されていき（佐

藤二〇一一、二二三―二三〇頁)、通訳としてのみならず下級警察官として採用される者もいた。兎玉・後藤体制以前の「慣行」調査にあつて現地方言や官府文体の個人的な運用能力を駆使して活躍した日本人官吏や通訳は体制の異分子となつていった。彼らの独自の活動は「通訳は通譯のみ、言語の媒介者のみ、傳話機のみ、信號旗のみ、其の職務此に止まる、此の以外に超脱すれば、最早通譯にあらず、通譯は自ら動くべき者にあらず、他の指導に依りて動くべきのみ」として否定されていった(富田二〇一一、二〇九―二一六、二二五―二二七頁)。一方、もはや旧「総理」たちを仲介者にする自治的機構を経由した間接調査は行われなくなつていった。囑託身分を失つた名望家や旧「総理」が行政機構内に留まるには、警察官の管轄下の保甲のトップ(保正)となるか、辨務署の下の街庄長となるしかなかったが、そこで彼らに与えられるのは、もはや調査に訪れた警察官や吏員たちに情報を提供する客体的な立場でしかなかった。

四 むすびにかえて

兎玉・後藤体制の時代は台湾における「旧慣温存」の時代といわれる。しかし本稿でみたように、兎玉・後藤以前

の総督府が台湾の現地慣行に決して無関心だったわけではなかった。個人レベルでは水野民政局長や田中台北県知事、その他の「調査掛」関係者のように、むしろ慣行を積極的を知ることを重要視した人材は少なくなかつた。兎玉・後藤体制のそれ以前と比べた特色は、現地住民の「自治」的領域を極力認めることなく、それでいて住民たちを「旧慣」のままに置いておこうとする点にあつた。台湾統治初期に既存の自治的機構を流用して応急措置的につくられた間接統治体制を解体したのは、兎玉・後藤体制のもと末端の警察行政が一般行政に割り込んだ警察―保甲の階層組織に他ならなかつた。現地住民に対する直接統治的な体制をとりながら、彼らを従来の「旧慣」の中に留め置く矛盾を両立させるために行われたのが、総督府が「旧慣」を管理可能なものにするための慣習法体系の整理事業であつた。

上記のような被統治者への管理の強化と裏腹に、後藤・兎玉時代は台湾において「漢文」使用が非常に盛んとなつた時代でもあつた。一八九五年五月に後藤の介入によつて創刊された『台湾日日新報』には漢文欄が設けられ、「漢文」報道記事の掲載と島内からの詩文・論説の寄稿が行われた。同紙漢文欄は一九〇五年に『漢文台湾日日新報』として日本語版から独立して刊行されるまでに至っている。

一九〇〇年三月には全島の現地名望家を集めた揚文会が総督府の主導で立ち上げられ、第一回式典には児玉・後藤臨席のもと「漢文」的文教活動の宣揚が宣言された。児玉以下日本人官吏たちが挙って漢文を詠み、現地名望家たちがそれに漢詩で応じる漢詩「唱和の空間」が形成された⁽⁴⁾のもこの時期であった(齋藤二〇〇九、四二―四五頁)。

注意すべきは、この時期に使用が盛んとなった「漢文」には決して実務用の官府文体は含まれなかったことである。植民地「以前」に「漢文」がもった多様性は、児玉・後藤以前の応急措置的な間接統治の時代においてすでに変容を遂げていた。すなわち官府文体は「真ノ漢文」でないのだから、現地の自治的機構とのインターフェイスに位置する日本人実務家(調査者・通訳)のみが理解できればよい。一九〇〇年代ころまでの日本人官吏にとって「真ノ漢文」たる正則漢文はまだまだ素養とよべる知識であった。「漢文」筆談による日台の社交圏に入る条件は「真ノ漢文」を解することのみであって、官府文体を読解できることはその条件ではなかった。冒頭でも記したように、近代日本は広義の「漢文」を言語的・思想的に排除しえなかった。台湾統治における日本人官吏たちは、「漢文」のうち自らと異質な部分を「慣行」「旧慣」に押し込むこと⁽⁵⁾によってかろうじて被支配者との差異を作り出し、統治・被統治

の関係性を維持しながら「漢文」を使い続けたのである。⁽⁴⁾

文獻一覧

- ・ 青柳篤恒(一九〇七)『支那時文軌範』博文館
- ・ 王詩琅(一九七八)『殖民地體制下の臺灣』臺灣風物雜誌社
- ・ 沖田哲也(一九八四)『台湾における地方制度の沿革——日領期軍・民政と地方制度』『政経論叢』五三(二) および五三(三)
- ・ 小熊英二(一九九八)『日本人』の境界——沖繩・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』新曜社
- ・ 栗原純(一九九八)『台湾総督府による官営移民事業について』神奈川大学中国語学科篇『中国民衆史への視座——新シノロジ—歴史篇』東方書店
- ・ 黄美娥(二〇〇七)『古典臺灣—文學史・詩社・作家論』國立編譯館
- ・ 齋藤希史(二〇〇七)『漢文脈と近代日本——もう一つのことばの世界』日本放送出版協会
- ・ ————(二〇〇九)『同文』のポリテクス』『文学』一〇(六)
- ・ 佐藤正広(二〇一二)『帝国日本と統計調査—統治初期台湾の専門家集団』岩波書店

- ・ 戴炎輝 (一九七九) 『清代臺灣之鄉治』 聯經出版事業公司
- ・ 台湾総督府警務局 (一九三三) 『台湾総督府警察沿革誌 第一編』 台湾総督府
- ・ ——— (一九三八) 『台湾総督府警察沿革誌 第二編』 台湾総督府
- ・ 陳培豊 (二〇一二) 『日本統治と植民地漢文——台湾における漢文の境界と想像』 三才社
- ・ 富田哲 (二〇一一) 「統治の障害としての「通訳」——日本統治初期台湾総督府「通訳」に対する批判」『淡江日本学論叢』二三
- ・ 春山明哲 (二〇〇八) 『近代日本と台湾——霧社事件・植民地統治政策の研究』 藤原書店
- ・ 峰岸明 (一九八六) 『変体漢文』 東京堂出版
- ・ 楊承淑編 (二〇一五) 『日本統治期台湾における訳者及び「翻訳」活動——植民地統治と言語文化の錯綜関係』 国立台湾大學出版中心
- ・ Allee, M.A. (1994) *Law and Local Society in Late Imperial China: Northern Taiwan in the Nineteenth Century*. Stanford, Calif.: Stanford University Press.
- ・ Said, E.W. (1993) *Culture and Imperialism*. London: Chatto & Windus.

注

- (1) これらは平野部に住まう漢人系の諸グループの方言であり、山岳部に住む非漢人系の諸民族(台湾原住民)はマレー・ポリネシア系の諸言語を話した。
- (2) 明治以降の日本ではしばしば「支那」時文」と称された。明治後期〜昭和初期の中国学者・青柳篤恒は「那人の所謂漢文と支那人の所謂漢文なるものとはその意義に廣狭の相違がある。我が漢文とは彼の所謂漢文の一部たる古文に相當し、彼は此古文に時文なるものを加へたるものを以て漢文とは云ふ：時文となすところのものは支那今様文、即ち：凡て支那現時の通俗文の總稱」(青柳一九〇七、一一二頁)として、正則漢文にあてはまらない中華圏の書記言語全般を指すとしている。ただし同書中で「言文一致體に近い性質」でありつつも「古文の素養が裕かなる者でなければ到底十分に其意義を解釋し」得ない(青柳一九〇七、八一頁)とするように、白話文はここに含まれない。
- (3) 「置縣以來事務報告」臺灣総督府公文類纂(以下、「類纂」と略記) 明治二十八年・元臺北縣・永久保存・第一卷・秘書・一・勅語報告出張巡回復命書
- (4) 中国史研究で「郷紳・士紳 (gentry)」あるいは、近年地域エリート (local elite) 等の呼称で呼ばれる階層に概

ね相当する。ただし本稿では、台湾植民地史の文脈において近代以降も利用可能であり、かつ日本側同時代史料に見られる「名望家」の呼称を既存研究の用例をふまえて用いる。

(5) 中国大陸部において台湾の「総理」に相当する名望家層は行政の末端に取り込まれることを忌避し、地方の公的役職にはつかない傾向にあった。名望家層が慣行的に末端行政に組み込まれていたことは開拓社会として発展してきた台湾の特性であった。

(6) 前引「置縣以來事務報告」

(7) 「臺灣行政一斑」『類纂』明治二十八年・乙種・永久保存・第七卷・文書・一

(8) たとえば同じ旧「総理」の嘱託でも、台北県の直轄区内では「事務取扱人」、基隆支庁管内では「街長」、淡水支庁管内では「街庄委員」と呼称された。

(9) 「民政局設置以來ノ沿革調査委員設置」明治二十八年『類纂』乙種・永久保存・第二卷・官規官職・二三 委員に任命された一人の仁礼敬之書記官は、先に台北県庁において「臺北地方ニ存在セシ旧清國衙門ノ名称及組織ノ一斑」(『類纂』明治二十八年・元臺北縣・永久保存・第一卷・秘書・一・勅語報告出張巡回復命書)を提出している。仁礼はのち独自に旧慣調査を行う団体「学友会」の発起

人となった(富田二〇二、二一〇頁)。この時期の地方官庁・総督府で調査に関与したメンバーで後の「学友会」メンバーと重複している人々は少なくない。

(10) 水野は清国留学中に台湾出兵(一八七四年)に先んじた台湾情勢視察の命を受け、初代台湾総督となる樺山資紀とともに視察行(一八七三年)を行っている(王詩琅一九七八、二一八頁)。いわゆる「清国通」のなかでもまれな「台湾通」の人材であった。

(11) 前引「臺灣行政一斑」なお、山岳部の非漢人諸民族については「野蕃ノ境遇ヲ脱却セシメ」とし、総じて従来の「野蕃」な慣行・慣習を認めない方針が提示されている。

(12) 「行政上調査ニ關スル件」二十八年十二月十六日訓令第三十九號『類纂』明治二十八年・乙種・永久保存・第八卷・文書・一・明治二十八年十二月中民政事務報告

(13) 同右

(14) 前引「臺灣行政一斑」

(15) 六月に樺山総督に代わった桂太郎は台湾へ渡航せず、四か月間総督府トップは現地に不在であった(一〇月に乃木希典が後任総督として着任)。にもかかわらずこの時期、日本軍兵士・軍夫の非行による抗日ゲリラの再蜂起に総督府は追われはじめていた。

(16) 『臺灣行政一斑』『類纂』明治二十八年・乙種・永久保存・

第七卷・文書・一

(17) 武官である児玉総督は台湾に不在のことが多く、後藤が児玉の承認のものとしばしば総督府の事実上のトップとして行動した。

(18) 一八九六年六月の訓令「臺灣総督府地方廳行政事務及管内ノ概況報告手續」により毎月各官庁が民政局へ「管内概況」を提出するよう定めたことや、同年一月の訓令「報告ニ關スル注意」等で記載の簡素化を指示したことなどが相当する（訓令第四十九號明治二十九年六月二十五日 臺灣総督府地方廳行政事務及管内ノ概況報告手續）『類纂』明治二十九年・乙種・永久保存・第一四卷・文書・三・明治二十九年六月中民政事務報告、「報告ニ關スル注意」（秘第一六八号）『類纂』明治二十八年至三十一年・元臺北縣・永久保存・第七一巻・警察・一・内訓内示通達綴など）。最終的にその試行錯誤は一八九八年一月の「臺灣総督府報告例」という統一フォーマットの設定と、記述的フォーマットから派生した量的な統計項目設定へとつながった（佐藤二〇〇八、一六五―一七一頁）。

(19) 「白鬚公潭堡庄製糖」所取調方依頼ノ件』『類纂』明治二十八年至明治二十九年・元臺南縣・永久保存・第一一巻・

内務門殖産部・二三

(20) 「戸口調査ニ關スル件」『類纂』明治二十九年・元臺北縣・永久保存・第五九巻・警察・一・雜書綴

(21) 児玉・後藤コンビの赴任直後の一八九八年八月、保甲条例によって隣保組織の保甲が台湾全島に組織された。佐藤正己は保甲の事務所が警察派出所に並置されるようになった一九〇三年以降の復命書を分析し、総督府が警察官と警察官の管轄下で事実上の行政組織となった保甲の住民に対する統計的な訓練を進めていった過程を分析している（佐藤二〇一六、二六―一四八頁）。

(22) 総督府官吏として勤務しつつ調査を行った人類学者・伊能嘉矩は、総督府の文書群抜書と官報・新聞の切抜からなる多数の手稿群を残した。台湾大学図書館のアーカイブに残る手稿群の中にも総督府文書から抜書されたと思われる「筆述」の漢文報告書が残されている。「恒春縣設置以前恒春地方情況 辨務署事務囑託汪金明筆述」（国立台湾大学図書館所蔵伊能嘉矩手稿、文書番号 M011-00-0199-0210）、「彰化廳武東堡大紅毛社小紅毛社考 彰化廳參事吳徳功」（同前、文書番号 M011-00-0251-0251）など。

(23) 陳はたびたび改組された調査掛のメンバーであり続けた。一八九九年にいったん囑託の任を解かれたが、

一九〇一年に旧慣調査のため再度囑託となっている（「李秉鈞外十一名舊慣調査事務ヲ囑託ス」『類纂』明治三十四年・永久保存・進退追加第一〇巻・官規官職・一七）。

(24) 「治臺ニ關スル陳洛ノ上申」『類纂』明治二十九年・乙種・永久保存・第七巻・文書・三八、「告示登載及民有地所家屋收用ニ關スル處分同人（陳洛）ノ意」同前・三九、「臺民去就ニ關スル同人（陳洛）ノ意見」同前・四九

(25) 最終的には直接統治を志向しつつも、そこに間接統治的なニュアンスをどの程度混ぜるかが日本の植民地統治の特色であった。「同化」と「非同化」をめぐる植民地統治の問題については小熊（一九九八）等を参照されたい。

(26) 「高添加文山堡石碇街外十三庄事務取扱囑託及前事務取扱王瑞清死亡ノ件」『類纂』明治二十九年・進退永久保存・第一巻・秘書・八九 台北県側ではこの上申を受領して「公擧」された人物を後任の「事務取扱人」に任命した。

(27) 「諭告文体制定」『類纂』明治二十九年・甲種・永久保存・第五巻・文書外交衛生戸籍及人事・一〇

(28) 同右

(29) 「殖産上ニ係ル民第一八四號調査要項」『類纂』明治二十八年・元臺南縣・永久保存・第一五巻・内務門殖産部・

三三

(30) 前引「殖産上ニ係ル民第一八四號調査要項」
(31) 以上、国立台湾図書館所蔵『農業調査書』（所蔵番号0792223）より引用。

(32) ただし犯罪者の捜索のための「奉査」や地誌のための情報収集の「採訪」はあった。

(33) 「官租取調并同上ニ關スル督促ノ件（告示第三号）」『類纂』明治二十八年至明治二十九年・元臺南縣・永久保存・第一三巻・官房門秘書部・一七

(34) 「民政局臨時調査掛設置ノ件」『類纂』明治二十九年・甲種・永久保存・第二巻・官規官職・一一

(35) 「事務官杉村濬臨時調査掛長ニ御幡雅文・草場謹三郎・谷信近・藤田捨次郎・白井慎太郎同調査掛員ニ陳洛ヲ同用掛ニ任命ス」『類纂』明治三十年・乙種・永久保存・進退追加第一巻甲・官規官職・九

(36) 「調査掛沿革」『臺灣領有ニ關スル資料』第二冊（国立台湾大学図書館所蔵伊能嘉矩手稿、文書番号M052-02-0135-0174）

(37) 同右

(38) 「舊制舊慣ニ關スル法案ハ臨時調査掛ニモ回附」『類纂』明治三十年・甲種・永久保存・第九巻・文書・五）。

(39) ここでいう警察は軍警察（憲兵）ではなく文民警察（行政警察）である。保甲の組織により、台湾の住民は一般

行政系統の「県・庁―街庄（―大字）」と警察行政系統の「派出所―保―甲」の系統に同時に所属することになった。

(40) 一九〇五年には日本内地に先駆けたセンサス調査（第一回臨時台湾戸口調査）が行われた。

(41) 「通譯の罪惡」『台湾日日新報』一八九九年五月一八日

(42) 詩社（漢詩サークル）ブームによって、清朝統治下では一〇あまりであった詩社が日本統治下では二〇〇あまりまで急増した（黄二〇〇七、一八八頁）。

(43) 押し込まれ縮小された「漢文」の多様性が再び発揮されたのが、陳（二〇一二）のいう大正期以降の植民地漢文
Ⅱ 「台湾語文」の展開であるともいえよう。

(44) 本論の投稿にあたり啓発的なコメントをいただいた匿名の二名の査読者にこの場を借りて深く感謝する。二件の査読意見により本論の内容・論旨は非常に明確なものとなった。なお本論は科学研究費補助金・研究活動スタート支援「領台前後の台湾における水利施設管理をめぐった地域社会関係の変容に関する研究」（課題番号19K23103、研究代表者前野清太郎）の成果の一部である。

（まえの せいたろう・東京大学特任助教）